

区分	質問	回答
対象者	過去に市内で1年以上事業を営んでいた場合、対象となりますか。	対象となりません。 採択申請開始日（公募開始日）の直近1年以上、市内で事業実績がある中小企業者が対象となります。
対象者	補助金を申請したいため、対象団体への加入を検討していますが、加入前に申請することは可能はですか。	申請日現在において、会員でないと申請はできません。 また、加入直後に支援計画書の作成が可能であるかは、各団体にお問合せください。
対象者	本店所在地は豊田市外にあり、事業所が豊田市内にある場合、申請できますか。	本店所在地が豊田市外であっても申請することができます。ただし、対象団体の会員であり、市内で1年以上事業を営んでいることが条件となります。
対象事業	どういった事業が対象となりますか。	市内で実施する商業・建設業であって、売上向上につながる事業転換、事業拡大又は業務効率化が対象となります。
対象事業	事業転換とはどのようなことですか。	現在営んでいる事業から、新たな事業に転換することを言います。具体的には、主たる事業（売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく細分類の産業をいう。）を変更することを言います。 （例）主たる事業を建設業から介護サービス業に変更する
対象事業	事業拡大とはどのようなことですか。	現在営んでいる事業の規模を拡大することや主たる事業を維持しつつ、新たに事業に取り組むことを言います。 （例）飲食業で新店舗を出店する （例）不動産賃貸業を行いながら、新たに宿泊業に取り組む
対象事業	業務効率化とはどのようなことですか。	現在営んでいる事業において、業務にかかる時間や費用、人工などを削減する取り組みを言います。 （例）小売業でPOSシステムを導入し、在庫管理や仕入れを効率化する （例）新たな機械装置の導入により、製造にかかる時間短縮や製造数量を増やす
対象経費	店舗兼住宅の場合、建設・改修費の対象となりますか。	事業に使用する部分と居住に使用する部分の建設改修費が明確に分かれている場合を除き、対象となりません。
対象経費	新たに機械装置を設置するために、元々あった機械装置を撤去しました。撤去にかかった費用や処分費用は対象となりますか。	既存設備の撤去費用等は対象となりません。

対象経費	自社で販売している機械装置を、自社の事業所に設置した場合は対象となりますか。	支払が発生したものであれば対象となります。 ただし、自社で行った設置工事など、支払いが発生しなかったものは対象となりません。
対象経費	リース契約、リース商品は対象となりますか。	リース契約、リース商品は対象となりません。
対象経費	機械装置を自作する場合の部品は対象となりますか。	自社で製造する製品及び自社で製造するための原材料費は対象となりません。
対象経費	機械装置にオプションを付けた場合、追加費用も対象となりますか。	事業の実施に必要不可欠であると認められる場合を除き、対象となりません。
対象経費	製品（店舗）によりオプションで付けられる保証等の追加費用は補助対象になりますか。	保証等に係る費用については対象となりません。
対象経費	消耗品は備品に含まれますか。 また、消耗品と備品の違いを教えてください。	消耗品は備品に含まれません。備品とは、性質及び形状を変ることなく比較的長期の使用に耐えられるものを言います。
対象経費	ネットショップでの購入も補助対象になりますか。	対象となります。ただし、領収書等が添付できない場合は補助金を交付することができません。購入前に、領収書等の発行が可能であるかご確認ください。
対象経費	ポイント支払いは、どのような取扱いになりますか。	原則、ポイント等を利用して取得した補助対象経費については対象となりません。
対象経費	補助対象の機器等を中古で購入する場合でも対象となりますか。	原則、対象となりません。ただし、2者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合は対象となります。
対象経費	親族や従業員などの、経営者以外の者が購入した場合は（立て替え払い）は対象となりますか。	第3者による立て替え払いも対象としています。ただし、以下の書類の写しの添付が必要になります。 （③は立て替え者に対し、会社として支払いしているかを確認するためにもらう。） 【立て替えを現金で精算した場合】 ①注文明細書 ②立て替え者名の記載された領収書（販売店が発行） ③会社名が記載された領収書（立て替え者が発行） ④現金出納帳（当該金銭の動きが記載されているところ） 【立て替えを振込で精算した場合】 ①注文明細書 ②立て替え者名の記載された領収書（販売店が発行） ③立て替え者への振込依頼書 ④口座取引が確認できる書類

採択申請	市内で複数の事業所（店舗）を有しています。採択申請は事業所ごとに提出できますか。	事業所数に関わらず、同一の公募期間に申請できるのは、1事業者につき1回限りです。また、交付決定については、1事業者につき、同一年度当たり1回限りとなります。
採択申請	2つ以上の対象団体の会員である場合、どちらへ支援計画書の作成依頼をしたらよいですか。	支援計画書の作成を依頼する団体の優先順位は、地域経済団体（豊田商工会議所及び市内商工会）、商店街振興組合、事業協同組合、その他商店街振興組合に準ずる団体となります。
採択申請	審査結果はどれくらいで通知されますか。	公募期間終了後、1か月半程度で審査結果の通知を行います。
事業実施	交付決定後に、購入する物品を変更することができます	様式5号により変更承認申請を行い、承認された場合に限り、変更することができます。
事業実施	交付申請時に提出した見積書の発行元と異なる販売店から購入することはできますか。	購入する物品に変更がない場合は、販売店を変更することができます。
変更承認申請	購入する物品の価格が改定された場合、変更承認申請を行う必要がありますか。	購入する物品に変更がない場合は、変更承認申請は不要です。 ただし、価格が上昇した場合であっても、補助金額は増額できません。
実績報告	実績報告で添付する領収書は写しでもよいですか。	他の補助金との重複申請等の不正を防止するため、領収書等の原本に補助金名、実績報告の申請日を記入し、その写しをご提出ください。
支払	補助金はいつごろ支払われますか。	実績報告から約1か月後となります。申請状況によっては振込時期が前後する場合があります。
支払	補助金の振込先にネットバンキングを指定することは可能ですか。	可能です。
その他	補助金は課税対象になりますか。	原則課税対象になります。申告の詳細については、豊田税務署（0565-35-7777）にお尋ねください。